

別添 1) コンテンツ専門調査会に対する意見 団体)

番号は 50 音順)

No	団体名	意見
1	貸与権 連絡協議会	1 意見の趣旨 コンテンツビジネスの振興のために、書籍・雑誌に対する貸与権の適用を除外する著作権法 4条の 2の撤廃が必要である。 2 レンタルブック店の実態 昨年秋頃から、書籍、特にコミックスを大衆にレンタルする、いわゆる「レンタルブック店」が相次いで開店した。レンタルブック店は、レンタルビデオでノウハウを蓄積した業者が、そのノウハウやシステムを活用して、発売当日から人気のコミックやベストセラー書籍を大量に貸し出すなど、旧来の貸本業者とは異なった営業形態を有している。現在では、レンタル業界最大手の TSUTAYAをはじめ、全国に約 250店舗のレンタルブック店が開業しているが、今後その店舗数は増加の一途をたどることは明らかである。特に、その主力商品であるコミック市場に与える影響は計り知れないと言わざるを得ない。 3 韓国のコミック市場の崩壊 同じく書籍・雑誌に貸与権が適用されていない大韓民国では、レンタルブック店の急増により、コミック市場が崩壊したと言われている。韓国では、1998年にはレンタルブック店が 2万軒を越えた。現在は淘汰されて適切な軒数に落ち着いてはいるものの、レンタルブック店乱立の結果、コミックの一点当たりの平均発行部数は、1995年の 4万冊から、2003年には 6000冊にまで激減したのである。今では、約 9割の読者が、レンタルすることによってコミックを読むようになっている（いずれも韓国コンテンツ振興院調べ）。 4 コンテンツ産業におけるコミックの位置づけ 日本のコミック文化は、世界に誇り得るものであり、日本のコンテンツ産業においても重要な位置を占めるものである。昨年の日本映画の興行収入上位 10位 13作品（同時上映を含む）のうち、8作品はコミックが原作になったものであった。興行収入でも、10位までの合計収入の 75. 7%をコミック原作ものが占める。 5 書籍・雑誌に対する貸与権適用の必要性 著作者が貸与権を行使できない状況が放置されるならば、日本においても、韓国と同様に、消費者の利用形態が所有からレンタルへと大きく変化し、その結果コミックの販売市場が成立しない事態に陥ることを強く危惧する。知的財産立国として日本が国際競争社会を

		生き残っていこうとしている時に、コンテンツの源泉であるコミックが廃れるようなことは絶対に防がなければならないの である。著作者の努力の成果を正しく著作者に帰属させるという著作権法の趣旨に鑑みても、早急に著作権法附則 4条の 2を廃止し、書籍・雑誌に貸与権を適用することを求める。 以上 貸与権連絡協議会 代表 藤子不二雄A <構成団体> ○ 21世紀のコミック作家の著作権を考える会 ○ 社団法人 日本雑誌協会 ○ 日本児童出版美術家連盟 ○ 社団法人 日本児童文学者協会 ○ 社団法人 日本児童文芸家協会 ○ 有限責任中間法人 日本写真著作権協会 ○ 社団法人 日本出版取次協会 ○ 社団法人 日本書籍出版協会 ○ 日本書店商業組合連合会 ○ 社団法人 日本推理作家協会 ○ 日本美術著作権連合 ○ 社団法人 日本文芸家協会 ○ 社団法人 日本ペンクラブ ○ 社団法人 日本漫画家協会 ○ マンガジャパン (団体名 50 音順)
2	デジタルコンテンツ協会	1. コンテンツビジネスを振興するための基本法の制定 わが国コンテンツ産業の GDPに占める割合は 2%程度にとどまり、米国の 5%はおろか、世界平均の 3%にも及ばないと試算されている。わが国においては、コンテンツが有する文化的及び経済的価値に対する国民の理解がいまだ十分とはいえず、このためハリウッドを中核とする米国コンテンツ産業のような大きな成功に至っていないものと考えられ得る。 したがって、わが国においてコンテンツビジネスを飛躍的に発展させるためには、まずは国民に向けた基本法を制定し、その中でコンテンツ産業を次代のリーディング産業として明確に位置付けた上で、振興のための各種施策及びその実施時期等を明示する必要があるのではないか。 2. コンテンツ関連人材の育成及び発掘 (1) ビジネスを重視した人材育成機関の設置

		わが国におけるコンテンツ関連人材の育成は専修学校にその多くを依存しているが、米国、英国、フランス、韓国等では高等専門教育機関（大学及び大学院）がその役割を担っている。また、カリキュラム面でも、わが国では情報技術やクリエイション能力の向上に重きを置いているのに対し、海外の先進的な教育機関では情報技術やクリエイション能力はもちろんであるが、資金調達や収益分配等を含めた総合プロデュース能力や経営能力の開発にも力点が置かれている。海外におけるこうした取り組みは、コンテンツビジネスの隆盛の大きな礎となっている。 わが国でも、高等専門教育機関におけるコンテンツ関連人材育成を本格化させるとともに、ビジネス面に対応したカリキュラムの整備が急務と思われる。 ② ビジネスモデル等を対象とする顕彰制度の創設又は拡充 顕彰制度は、作家性や作品性などクリエイション能力を発掘する仕組みとして効果的であり、わが国においても様々な表彰制度が存在する。他方、数ある顕彰制度の中で、ビジネスのプロデュース能力等を直接的に表彰対象とする制度は希少である。 コンテンツビジネスの振興という観点からは、例えば新たなフィナンس手法を立案した者又はその手法、新規のビジネスを立ち上げた者又はそのビジネスモデル等を顕彰の目的とする制度を創設又は拡充し、先進的なビジネスモデルの発掘や事業化を促す必要があるのではないか。 3. 製作者の基盤強化のための競争政策による調整 (1) 競争政策上の課題の解決 コンテンツビジネスの活性化の前提は多種多様なコンテンツの創出であり、そのためには作品製作のインセンティブを確保することが必要である。またこのインセンティブは、コンテンツの主たる保護客体である著作権法に基づく権利帰属や利益配分等についての取り決めによって実現するものである。しかしながら、テレビ局と番組製作会社との関係にみられるように、わが国においてはコンテンツを流通させる事業者が寡占状態にあり且つ経済力も有しており、コンテンツ製作者は一般に製作資金やマーケティングを含む多くの面で流通事業者に依存する傾向にある。結果として、著作権制度の枠内のみでは適切なインセンティブを確保するのが難しい場面が生じていることは、公正取引委員会「デジタルコンテンツと競争政策に関する研究会報告書」（平成15年3月）において明らかである。 同報告書において明らかにされた問題については、当事者を含め、具体的な解決策を模索する必要があるのではないか。
--	--	---

		②製作者の育成強化 テレビ局と番組製作会社との間に固有の問題であるが、公共財である電波の割り当てを受けて事業を行いある種公共機関的な性質を有する放送局は、国民が多種多様な表現を享受する機会を増大させるためにも、独立系番組製作会社を育むことをその社会的使命の一つと考える必要があるとの指摘がある。その例として、諸外国においては、米国におけるプライムタイム・アクセス・ルール及びフィンシン・ルール、英国における25%ルール及びBBC－独立製作会社間協定のように、テレビ局が放送番組のうちの一定割合を独立系製作会社から調達することや、著作権を独立系製作会社に帰属させることを明示した取り決めがあり、これらはいずれも放送局の公共的性質にその根拠を置く。 わが国においても、テレビ局と番組製作会社との間の調達義務や著作権帰属等について、一定のルール作りに向けた話し合いを行う時期にあるのではないか。 4. 資金調達の多様化 (1)知的財産信託及び一般事業者の参入促進 コンテンツ製作にあたっては、初期の企画段階から流動化・証券化をはかり、製作資金の調達を可能としていくようなダイナミックな経済活動を求める声が高まっている。こうしたビジネスサイドのニーズに対応するため、知的財産の信託引受け対象化と完成保証制度の導入に向けた議論が進展しつつあるが、コンテンツ産業としては議論の一層の加速を望む。なお、知的財産の信託が可能となった場合でも、信託事業者の参入要件に過度の制限があれば、せっかく作った制度を利用する者が少なくなりビジネスに拍車がかからないことは明白である。他人の財産を預り運用するという事業の性質上、取り扱い事業者に一定の参入基準を設けるのはやむを得ないが、可能な限り一般事業者の参入を容易なものとするような制度設計が必要と思われる。 ②エクイティファイナンスを可能にする会計慣行 中小ベンチャーであることの多いコンテンツ製作会社は、物的担保を有しておらず、もっぱら無体財産であるコンテンツを収益の源泉としている。したがって、コンテンツに関わる知的財産を会計書面において適切に開示する慣行が確立していなければ、投融資サイドの理解を得られず、エクイティファイナンスは遅々として進まないことは明らかである。コンテンツ製作会社は一般にクリエイターの集合体としてスタートし財務経理や法務等に不慣れな面も多いことから、関連産業団体等においてガイドライン等を作成し、導入を希望する企業
--	--	---

		に普及するといった方策が必要と思われる。また、ガイドラインの円滑な普及のため、国は、製作管理、製作経理、会計処理等に関するソフトウェア開発を積極的に支援するべきではないか。 5. 海外に向けたビジネス展開の支援 ゲームソフトやアニメーションをはじめとするわが国コンテンツ産業は現時点においても国際競争力を有しているが、等しく国際競争力を有する米国映画のようなビジネス上の成功例はまだ少ない。その要因として、進出せんとする国又は地域の市場分析不足、当該国又は地域の言語や表現規制の壁、わが国と当該国又は地域との諸物価の価格差の問題、当該国又は地域における商慣習に関する情報不足、さらには海賊版問題などの課題が指摘されている。 わが国コンテンツ産業の海外におけるビジネス展開を支援するため、官民あげて諸課題の解決にあたる必要があると思われる。なお、知的財産戦略の観点からは海賊版問題が最重要課題であるが、これに関しては、W IPOやW TOにより国際調和が進展しつつある著作権制度そのものよりも、むしろエンフォースメント面に重点を置く時期にきていると思われる。 6. 求められるコンテンツアーカイブ構築とその有効活用 (1) わが国ポップカルチャーのアーカイブ構築 アニメーション、ゲームソフト、ポップミュージック、マンガ等わが国のポップカルチャーは国内外からの求心性に秀でているが、その情報へのアクセスは極めて不便である。例えば、国内又は海外の学生がわが国のマンガ文化を学ぶとき、あるいは海外のプロデューサがわが国の新進マンガ家の作品をアニメーション化したいとき、情報の入り口すら用意されていないというのが実情である。こうした課題解決のため、国は、わが国ポップカルチャーのアーカイブ構築を全面的に支援すべきと思われる。なお、ビジネス振興の観点からは、単に過去から現在までの系譜を記録し紹介するという“守り”のアーカイブにとどまらず、ストーリー権や企画権、リメイク権等の売買を支援し得る“攻め”のアーカイブを構築することが望ましい。 (2) 国や地方公共団体、NHK等が所有するコンテンツの有効活用 国や地方公共団体が発注するコンテンツ製作事業では一般に、コンテンツの著作権は契約により製作会社から公共団体等に譲渡される。しかし、例えば長期ロケハンにより撮影した映像素材等について、公共団体等に権利が譲渡された場合その後の二次利用はほとんど見込めないのに対し、製作会社に帰属する場合には様々な二次利用が可能となる。昨今の利用環境の整備により、このようなビジネス・ニーズが高まりつつあると言われている。二次利用ビジネス
--	--	---

		が成立し大きく発展するよう、国や地方公共団体の発注により製作されるコンテンツに関してはその素材を含めたコンテンツの権利帰属の明確化に向けて、議論を進展させる必要があるのではないか。 また、わが国においては日本放送協会（NHK）が保有するコンテンツの質および量は圧倒的であり、且つ、視聴者（国民）の受信料負担により製作されたものであるとの認識から、これをインターネット等で利用して新たなビジネスを興したいというニーズが高まっていると言われる。こうしたビジネス・ニーズの高まりを受け、NHKが保有するコンテンツの利用に関して、当事者を含め、透明性のあるルール作りに向けた議論を行う必要があるのではないか。 7. ビジネス・ニーズを考慮した著作権制度の見直し (1) 商業用レコードのインターネットにおける利用促進 商業用レコードの音源に関する権利は、放送で利用する場合とインターネットで利用する場合とで著作権法上差異がある。放送で利用する場合は報酬請求権であり、利用者は利用に応じ事後的に対価を支払うことになるが、インターネットで利用する場合は許諾権であり、事前の許諾が必要になる。音楽コンテンツとりわけレコード音源は、インターネット流通に適した財であり、二次利用による収益の拡大が期待されている。 わが国のインターネットにおける商業用レコード利用ビジネスを圧倒的に拡大させるためには、例えば許諾権としつつもレコード製作者と利用者の双方合意の使用料規定を設ける、あるいは、ビジネス拡大のシナリオを示した上で米国 DMCA（1998 年デジタルミレニアム著作権法）のような立法を行うなどについて、早急に議論を開始する必要があるのではないか。 (2) 著作物利用促進のための裁定制度及びあっせん制度の見直し 特定著作物のデータベース化やアーカイブ構築ビジネスが典型であるが、許諾を得るべき権利者が不明のため事業の推進に支障の出る場合がある。また、権利者が判明している場合であっても、利用条件等をめぐり当事者間の合意に至らないことが多々ある。現行著作権法では、前者のトラブル解決のため法第 67 条の裁定制度が、後者については法第 105 条～第 111 条のあっせん制度がそれぞれ設けられている。しかし、利用希望者に煩雑な手続きを要求しているため、公共図書館等におけるコンテンツ保存推進の場合を除き、二つの紛争解決制度が利用される機会は皆無に等しい。 著作物の収集及び利用を基礎とするコンテンツビジネスの促進のため、現行の裁定制度及びあっせん制度を、利用者にとってより簡便な制度とするよう著作権法を見直すべきではないか。
--	--	---

		8. 正規利用を促進するための流通基盤整備および不正利用を防止する技術革新 (1) 正規利用を促進するための流通基盤整備 わが国においてはブロードバンドネットワークを利用する人口が急増しており、いまや1メガ以上の加入者人口は世界一とも言われている。このようなネットワーク環境ではコンテンツこそが取引流通の目的であり、正規利用の爆発的拡大は長らく低迷するわが国経済の再生の鍵を握っているといっても過言ではない。 正規利用の促進にとって有効な流通基盤の整備については、これまでも様々な事業者や各省庁が注力してきており、コンテンツID、コンテンツ認証、ネットワーク認証、ハードウェア認証、取引相手認証、権利処理システム等の面で大きな進展があったことは衆目一致するところである。しかしながら、こうした取り組みは国家戦略として一元的に行われてきたわけではなく、開発された種々の技術基盤が必ずしもわが国コンテンツビジネスにおいて活用されているわけではない。 ブロードバンド環境におけるコンテンツ流通を圧倒的に拡大するためには、知的財産戦略本部がこうした幾つかの取り組みを束ね、過去の技術資産を積極的に活用するとともに、現時点において不足している要素技術があればこれに大至急着手する必要があるものと思われる。 (2) 不正利用を防止するための技術革新 不正コピーの氾濫、P2P違法ファイル交換の増加にみられるように、正規利用を促進する技術環境は、同時に不正利用の温床ともなっている。コンテンツに係る知的財産を不正なコピーや送受信から保護するため、現在まずはコピーコントロールやアクセスコントロールといった技術的保護措置を施すこととし、次にこうした保護技術を迂回解除することを法律（わが国では著作権法、不正競争防止法）で禁止するという、いわば二段構えの構造が採用されているが、技術的保護措置は昨今のDVD保護措置解除の横行に見られるように依然としてこれを迂回解除する技術との競争関係に置かれている。 コンテンツビジネスの振興には、コンテンツを格納する媒体やコンテンツを送受信するネットワークのセキュア化が必至であり、国は、効果的な保護技術あるいはセキュリティ技術の開発に向けた民間の努力を引き続き支援する必要があると思われる。 以上
3	日本雑誌協会	現在、コミックスを主として、小説、ビジネス書、児童書等も包括した

	日本書籍出版協会	出版物の大規模（資金、全国展開等）レンタル業者の出現が急テンポで進んでおり、著作権法の「貸与権」規定の創設時の貸しレコード店の出現に似た状況が出版界にも起こっています。つまり、レンタル業種の出現により、新刊ビジネス市場への影響が出ており、著作権者と出版社は、著作権法附則第4条の2を撤廃し、出版物にも「貸与権」を獲得するために動かざるを得ない状況です。実際に、これら権利者側は、「貸与権」の獲得、著作権法附則第4条の2の撤廃に向け関連15団体で団結し「貸与権連絡協議会」を設立しました。また、この協議会と関連業者等との合意に向け話し合いを進めており、集中管理機構「(仮称)貸与権管理センター」の具体案も検討中であります。 したがって、コンテンツビジネスの振興という面から、標記課題のアの推進計画にも関係者間協議の結論を得て、2004年度以降必要に応じ著作権法の改正案を国会に提出する」とあるように、実際に関係者間協議が整いつつありますので、2004年度中に推進計画を実行に移していただきたいと思います。 著作権者は、書籍、雑誌へ本来あるべき「貸与権」が行使できないために大規模レンタル業者の貸与行為から正当な対価を受け取ることができず、出版物は新刊ビジネス市場への圧迫を受けています。 著作権法改正により、著作権者が正当な利益の還元を受けられるようになることは、もちろんですが、今では、著作権法附則第4条の2成立時（昭和59年）と比べ、にこの附則のできた背景である下記①～③の条件にも大きく変化が起こっています。 ①貸本業による貸与が長い歴史を持ち、その間自由に行われていた。 ②貸本によって新刊書の販売に不利益な影響を与えるような実態が軽微であったこと。 ③仮に貸与権を与えても集中権利処理体制が未整備であること。 ①に関しては、すでに旧来の貸本屋の組合「全国貸本組合連合会」との話し合いにより「貸与権連絡協議会」との間に「貸与権」獲得に関する合意が形成されています。 ②に関しては、特にコンテンツビジネスの振興という面に係わる部分ですが、現在、定価の10分の1程度の低廉な貸出価格によるレンタル業者の出現（全国に250店舗以上で、大手レンタルビデオチェーンも参入増加中）により、新刊出版社は売上減少という問題に直面しています。 出版物のコンテンツビジネスを著作権者の代理として実際に手がけ
--	----------	--

		るのは、出版物の頒布や流通促進のほか、グッズ業界、映画業界など他業種との複合展開を行う出版社です。 権利者への利益が還元されない（貸与権」が無いが故に許諾料を請求出来ない形）中でのレンタル業者の一方的な発達、上記のようにビジネスとしての出版を成り立たせなくするばかりでなく、コンテンツの創造者である有能な作家の発掘や育成を妨げる要因になり、権利者へ利益が還元されるための基盤を整備する」ことにならないのはもちろん、国際的な我が国のコンテンツビジネスの中核となるべきコミックスや文藝作家のコンテンツが枯渇し同関連業種が衰退していくことに直面することとなります。 このことは、すでに文化審議会著作権分科会、法制問題小委員会でも、私たちがかねてより指摘した出版物に「貸与権」の無い社会では、レンタル業者が発達することで、本来、有能なコンテンツを生み出しビジネスとして成立させる著作者と新刊出版社に「コンテンツビジネスの衰退」を及ぼす、という問題を当方の調査により、レンタル業者の発達によって衰退しつつある韓国のコミックスの実状をご報告することで証明し、同委の各委員からご賛同をいただいております。 また、上記の意見だけでなく、現在、実際に著作権者と共に前記の「貸与権連絡協議会」を中心として、利用者側の大手レンタル業者と話し合い、合意を取り交わす活動を進めております。すでに大手数社との「貸与権」獲得とそれに伴う許諾料の支払いに対する合意文書の調印を行い、さらに、③に関連する集中処理機構（仮称：貸与権管理センター）の設立に向けた具体的な検討に入っており、本年中には正式発表出来る見込みです。 したがって、コンテンツビジネス振興」という面から書籍等に関する「貸与権」の付与は是非とも必要であります。そのためにも、繰り返し述べますが、著作権法附則第4条の2の撤廃に向け、推進計画に沿った実現を切にお願いいたします。 以上
4	日本知的財産協会	1. 産業競争力強化のためのグランドデザインの検討を願いたい このコンテンツ専門調査会で扱われる「コンテンツビジネス振興」というテーマは、知的財産政策のあり方について数多の施策・検討事項が挙げられている「知的財産戦略推進計画」の中でも、特に「重要な政策課題」のひとつとして取り上げられています。 このことから分かるように、同調査会は、短期的視野による“目先の利益”確保や狭窄的視野による特定の業界の利益保護に汲々とした議論を行う場であってはならず、コンテンツビジネス分野に国が

	集中的に政策を施すことの意味を明確に意識した議論の場、つまり日本の国際的な産業競争力を強化し、“日本”ブランドの価値を国際的に高め、また雇用促進を含め長期にわたり国民の利益を確保していくための“グランドデザイン”を描く場であると理解されます。このことを十分に意識・認識して、同調査会におかれましては議論を進めていただきますよう切に要望いたします。例えば、「知的財産戦略計画」は、「コンテンツ創造サイクル活性化のためにコンテンツの「創造」「保護」「流通」「利活用」の各フェーズ毎に検討すべき事項を挙げるという体裁を採っています。それら検討事項の個々は、担当の各府省や各政府会議・研究会等で詳細に行なわれているものと期待できますが、より大局的な見方での検討、つまりこの「創造」「保護」「流通」の各段階が、どのようにどうすれば相乗効果を発揮して日本のコンテンツビジネスの隆盛につながるのか、という循環を促進させるための、横断的に一貫した総体的、基本的な議論が余りなされていないように見受けられます。これでは、各施策の個々が、何らかの法改正や制度新設によって実現したとしても、それはあたかもショーウインドウにならぶ商品見本のようにバラバラにスタティックに出来上がっただけ、となってしまう虞があることに大変危惧を感じております。コンテンツ専門調査会におかれては、施策の個々を取り上げて検討するのではなく、コンテンツ産業の競争力強化、国民の利益確保のために個々の施策検討の共通の基礎となるべき事項について、大所高所からの検討をお願い致します。 2. 保護の一方的強化でなく利活用とのバランスを踏まえた検討をお願いしたい 同専門調査会において今後議論を進めていく際には、コンテンツ創造サイクルの活性化ひいてはコンテンツビジネスの振興は、創造に対するインセンティブ確保だけでなく、これと利活用の促進がセットになってはじめて実現できるということ、すなわちコンテンツ保護をただ一方的に強化すればよいということではなく、その利活用を図るため方策を考えるというバランス感覚が必要になるということを大前提として進めてくださいますようお願いいたします。 このことは、知的財産戦略大綱においても、知的財産法は情報の独占的利用を認める制度であるが、その保護があまりに過度となった場合には、学問・研究の自由、表現の自由などといった現代社会が有している基本的価値と抵触する可能性がある。 知的財産制度の整備に当たっては、これらの基本的価値に留意しつつ、バランスのとれた制度を目指さなければならない。」と触れ
--	--

		られており、また、知的財産基本法第10条でも 知的財産の保護及び活用に関する施策を推進するに当たっては、その公正な利用及び公共の利益の確保に留意するとともに、公正かつ自由な競争の促進が図られるよう配慮するものとする」と規定されています。この点からすれば、同調査会の議論は、特定の既存業界が特定の既得権益をもっぱら維持するためだけの「陳情の場」と化さないよう慎重な態度で行なわれるべきですし、また、制度設計によっては「情報統制」「検閲」「思想・表現の自由への制限」とった近代社会の根幹に抵触するもしくは悪影響を与える危険性の高いシステムが、もっぱら「著作権保護」の名の下に安易に導入される危険性に対する意識も必要になってくると考えます。 上記のような視点を維持しつつ、また国民、殊に消費者の利益・利便性を十二分に考配しながら、著作権侵害へのコンテンツホルダーの不安を取り除くための法制度設計や不正コピー防止のための技術開発、適正なコンテンツ流通のためのシステム開発について、コンテンツビジネスにかかわる個人・団体を含めたコンテンツ制作者、流通事業者、ハード/システムメーカー等が一体として利益を享受できる仕組みづくりを検討していただきますようお願いいたします。 なお、同専門調査会の検討の結果については、“中間とりまとめ”もしくは年度末での“最終とりまとめ 提言)”として公表されることになろうかと思いますが、その際には、今回と同様、パブリックコメントの機会を是非とも広く設けていただきますようお願いいたします。 以上
5	日本弁理士会	1. コンテンツ対象の発掘拡大と保護制度の検討 (コンテンツの掘り起こし) ・著作権対象の見直しとして、文芸、学術、芸術のほかに「楽しみコンテンツ」の保護を検討する。 ・スポーツ、ゲーム、テーマパークなど新規で、創造性のある新コンテンツを保護する制度を創設する。(「楽しみコンテンツ保護法」仮称)の新設等) ・地域特有の文化の振興保護として、織物、陶芸など伝統的文化及びこれらの改良について保護を行う。 ・特色のある観光地の保護として、特定のテーマに基づく新観光ポリシーと新コンテンツを保護し、創作観光を支援する。 ・コンテンツビジネス振興の技術的側面の検討として、コンテンツ利用機器の技術的発展と標準化を支援する。

		2. 利用し易いコンテンツ場の提供（市場と人集め） ・「包括権利」許諾の場の提供を目的とした統一的権利許諾機関を創設し、利用者のアクセスを容易化するとともに、原作、脚本、リメイク、二次利用」など容易に統一的束ね権利の許諾をできる制度や機関の世界的標準化作りを図る。 ・利用料の適性課金徴収制度を創設し、不正模倣対策を行う。 ・コンテンツ特区を創設し、人材育成、資金提供、場の提供、優遇税制など魅力ある場の提供を行う。 ・世界的なアニメ製作基地を創設し、製作、試写を通じた評価により世界競争的なアニメ製作の支援を行う。 ・アジアへの積極的な情報発信として、アジアテレビ局を創設し、全アジア的な文化、教育、産業の発展を目指す。 3. コンテンツビジネス象徴の活性化（注目集め） ・優秀コンテンツの表彰制度として、世界映画祭の開設、コンテンツ大賞の創設、アニメオリンピック等を実施する。 ・コンテンツ特区の創設として、日本版ハリウッド、日本芸術村、楽しみコンテンツ特区（製作、展示、上映、テーマパークの総合的施設）等を設立し、アジア地域の象徴的存在として各国の参加を促し、海賊版対策を奨励する。 4. コンテンツビジネスの研究とビジネス人材の育成 ・コンテンツの創作、保護、活用を行う人材を世界的かつ組織的に育成するため、専門職大学院の利用（海外に門戸解放）を行う。 ・コンテンツ保護活用人材の養成として、知的財産、流通言語、世界人脈に通じ、エンターテインメント関連法知識を持った人材の養成を行う。 5. 適性コンテンツ成長の評価是正制度（お目付け制度） ・年次統計の公表を行い、国家による投資と成長の効率を判断する。 ・適性成長の監視・監督として、教育上観点からの指摘と変更指示を行う。 以上
--	--	---